



議案第九十六号

国民年金印紙購入基金条例の一部改正について

次のとおり国民年金印紙購入基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十三年九月二十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾参年九月廿九日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

三朝町条例第 号

国民年金印紙購入基金条例の一部を改正する条例

国民年金印紙購入基金条例（昭和四十五年三朝町条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「百万円」を「二百万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十三年四月一日から適用する。